

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 熱期限	符号表示 暗 略 平	※ 総第 0313 053-00 / 号
	※ 第 265 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 49- 3 13 15-00
秘密指定解除 公文書監理室	大至急・ 至急 ・普通・LTF	※ 発電係 キ

漢

大 一 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 中江参事官 大森参事官 北東アジア課長 主席事務官 中国課長	主管局部縣 (室) 名 ア北 起案 昭和 49 年 3 月 8 日 起案者 宮下 電話番号 2415
協議先 李均履 科官 法規課長 ス		

在 韓國後宮 **大使** 臨時代理大使
総領事 代理 **あて 外務** 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理 **あて**

件名 旧軍人・軍属等韓国人遺骨の返還問題

及 往電第202号
貴電第362号 ~~に~~ 関し

8日、北東アジア課長は 在京韓国大使館 出
の来訪を求め

書記官に対し 冒頭 往電第202号 2. ~~に~~

~~に~~ 冒頭 貴電第362号 1.
の韓国側の返還問題 ~~に~~

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

△ 次のとおり ~~回答~~した。

④ 当方の最終結論はまだ出ていないが、さしあたり、今まで韓国側より出されている疑問点等について可能な範囲で回答する ~~△~~

① 従来の本向題に関する双方の交渉経緯を詳細に調べてみると、たしかに ~~韓国側~~ 韓国側の指摘のとおり、^{当方から} 以前には日本側の事務当局案として韓国出身者の遺骨を韓国へ一括引渡すとの話があったし、またそのおこな考を前提として韓国側諸提案に回答していた節があった。

しかし1968年11月16日 ^{伊達} 北東アジア課長から在京韓国大使館 ^金 書記官へ「日本側

~~一括引渡し~~ 一括引渡しについて了承している旨である、旨 ^{し、その後} 注意喚起 ~~おたが~~、1969年2月同書記

官に対し「遺族」に対して遺骨を返還すべき日本の立

場を説明^(しており) ~~した~~ 1969年8月の第3回日韓

定期閣僚会議で同様の日本の考えが表明

された。この^{当方は}おりに1968年以來 ~~一貫して~~、

一括引渡し^か ~~の~~ ^{法的理由から} ~~すべき旨~~を伝えて

~~あり~~ ^{遺骨の} ~~出身の~~ ^{如何にかかわる} ~~遺族~~
に返還すると

主義の立場を堅持している。したがって韓国側

~~は~~ ^{この}日本側立場を誤解している苦いとい

思っていたが、^{いかにし} ~~この~~ ^{論議} ~~の~~ ^は ~~あつた~~

て、双方の間で一括引渡しについて合意するこ

はなかつた。^{ことを指摘しておいた}

2) ~~韓国側は~~ ^{1948年の} ~~遺骨返還~~

は、~~当方の~~ ^{1948年} ~~GHQの~~ ^の ~~指令によ~~

り実施されたもの^{と思われ}、この場合も遺族が北緯38

度線以南に居住しているものにかぎって送りかえし扱

ており

~~は~~ GHQも基本的には出身地主義ではなく

遺族主義をとっていた。~~これは即注日な~~

³
(4) ~~中国大陸に居住する~~ 客年日本から中国人遺骨を返

~~還した~~ 場合について説明するが、中国人遺骨11柱

は戦時中わが国の民間事業所に就労していた人

々のものである。その遺族が中国大陸に居住す

ることについては疑う余地が全くなく、法律上の問

題に巻き込まれる惧れもなかったため、日本政

府より中国政府に、~~中国大陸に~~一括して引渡したの

がある。一方韓国の場合には、日本政府の管

理している軍人・軍属の遺骨の遺族がどの程

度韓国^内に居住しているの~~数~~が不明であるため

に、法律上の問題が生じるのを回避するため

3月8日 北東アジア海軍
高層対話、回答に際し
非公式対話内容

—秘—

甲7

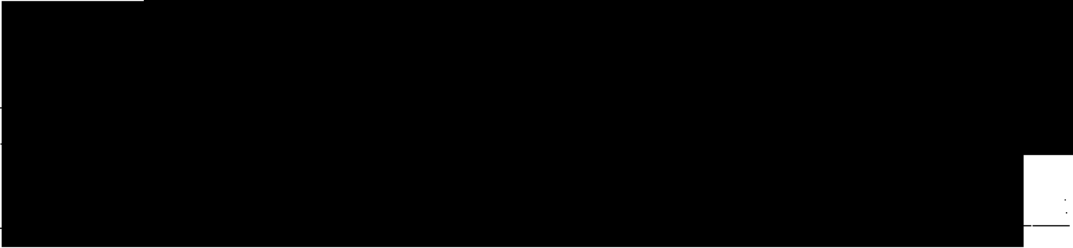
どの程度判明するかという問題が残るにせよ、
いつまでも遺族が出てこない場合のために、何事
かの最終解決の促進策を検討中であり、
結論が出たら韓国側へ連絡する。

(ハ) 韓国側が今回遺族探しを実施したのだから
その結果を通知してもらいたい。

2. 上の回答のあと、双方の非公式対話の要点
は次のとおり。

韓国側：自分は職務上のみならず、個人的にもこの内
題解決に熱を入れているのは、請求権行使といっ
た固角張った立場ではなく、国民の胸の中にある
わだかまりを除くべきと考えるからである。

日本側：



韓： 日本側の努力は心強い。しかし日本としては実
際には一体でも保管しおきたくないところ
あるうに-----

日： 日本としては遺骨の保管責任からのがれたいとい
立場でこの問題に絡んでくるのではない。

韓： 日本側の法律問題は理解できるが、南方
地域へ日本から遺骨収集団が派遣さ
れる報道を聞くと、韓国民はこれでは日本の
寺にある同胞の骨はどうしたのかという話になる。

日本が南方地域でどうして
~~これだけ韓国側は~~ 韓国側が本来

物を言ふ筋合いではないのに、韓国民の感情は

のような反応と対応を要する。

日： 遺族が申すに、韓国人遺骨は渡すにないとい
る

韓： 現在遺骨問題は大変盛り上った状況であ
るし、韓国としても従来の主張を押しとおすという態
度をとっているが、この際本問題を解決した
い。

日：

